

◎本号の内容

- ・目次 -P.1
 - ・現状 -P.2
 - 介護分野における特定技能外国人数等
 - ・トピックス -P.2
 - 「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催について
 - 「令和4年度第1回介護分野における特定技能協議会運営委員会」の開催について
 - ・事務局の活動 -P.3～4
 - 令和5年度外国人介護人材受入・定着支援等事業実施について
 - 外国人介護人材無料相談サポート窓口のご紹介
 - 特定技能巡回訪問について（令和4年度のご報告及び令和5年度のご協力依頼）
 - コラム：外国人職員の方への業務指導を行う中での日本語
 - ・その他のご案内 -P.5～6
 - 令和4年度厚生労働省補助事業による外国人介護人材関連調査研究等のご紹介
-

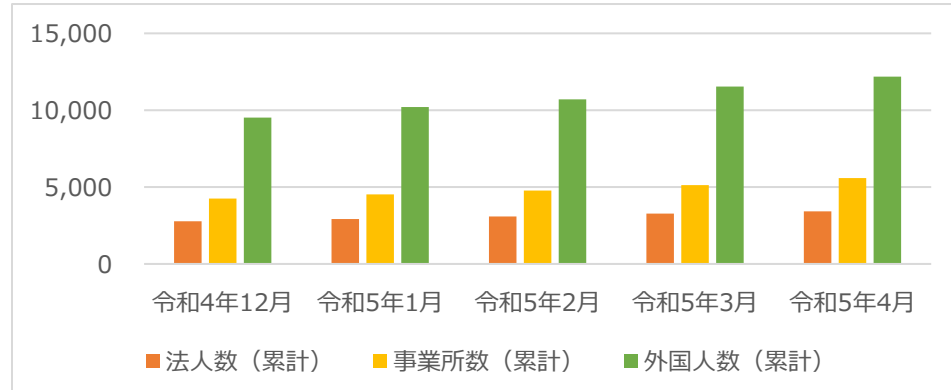
現状

◎介護分野における特定技能外国人数等

◆特定技能協議会（介護分野）への入会状況

令和5年4月末までの直近5カ月の当協議会登録状況は以下の通りです。
【協議会登録数の推移状況（累計）】 ※退職者を除く

| | 令和4年 12月末 | 令和5年 1月末 | 令和5年 2月末 | 令和5年 3月末 | 令和5年 4月末 |
|------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 法人数 | 2,785 | 2,927 | 3,082 | 3,267 | 3,422 |
| 事業所数 | 4,253 | 4,531 | 4,766 | 5,126 | 5,582 |
| 外国人数 | 9,513 | 10,205 | 10,705 | 11,540 | 12,184 |



◆特定技能外国人数（介護分野）出入国在留管理庁速報値より

出入国在留管理庁発表では、令和5年3月末時点における特定技能外国人の在留者数について、介護分野では19,516人となっております。

以下に推移状況とともにお知らせいたします。

【介護分野の特定技能外国人数の推移状況】

| | 令和4年 6月末 | 令和4年 12月末 | 令和5年 3月末 |
|-------|-------------|--------------|-------------|
| 累計(人) | 10,411人 | 16,081人 | 19,516人 |

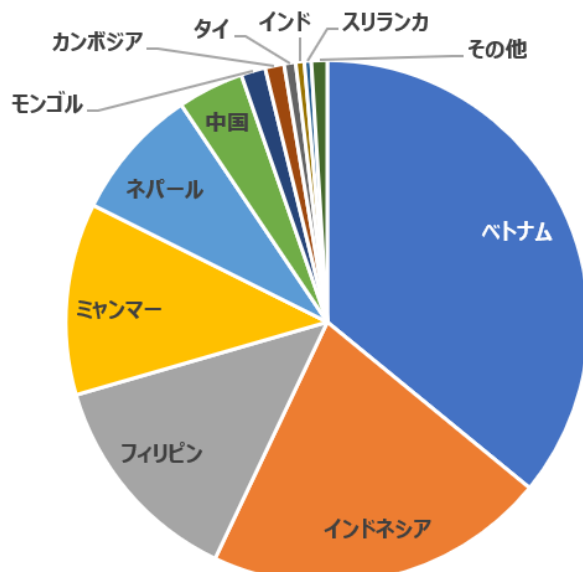
（出典：出入国在留管理庁ホームページ「特定技能在留外国人数の公表」、「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組」）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukoku/kanri07_00215.html

https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukoku/kanri01_00133.html

◆特定技能協議会（介護分野）への登録外国人の国籍内訳

令和5年4月30日時点で当協議会へ登録があった外国人の国籍の内訳は以下の通りです。
【外国人の国籍内訳】 ※退職者を除く



| 国籍 | 外国人数(人) | 割合(%) |
|-------------|---------|--------|
| ベトナム | 4,377 | 35.9% |
| インドネシア | 2,575 | 21.1% |
| フィリピン | 1,639 | 13.5% |
| ミャンマー | 1,444 | 11.9% |
| ネパール | 1,000 | 8.2% |
| 中華人民共和国(中国) | 499 | 4.1% |
| モンゴル | 184 | 1.5% |
| カンボジア | 143 | 1.2% |
| タイ | 87 | 0.7% |
| インド | 65 | 0.5% |
| スリランカ | 52 | 0.4% |
| その他 | 119 | 1.0% |
| 総計 | 12,184 | 100.0% |

※協議会システム上での外国人の追加・削除申請等のご協力をお願い

新規に特定技能外国人の受入れを行われた受入機関様で、協議会システムにまだ追加登録をされていない場合は、追加申請のご登録をお願いします。なお、特定技能外国人の退職、異動についても申請登録が必要となります。

操作方法等がご不明な場合は、当協議会事務局へお問い合わせください。

トピックス

◎「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」の開催について

技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（※）が、第7回まで開催されました。

また、令和5年5月11日には、令和4年12月から7回にわたり開催された有識者会議での議論を踏まえた中間報告書が、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出されています。

資料については、出入国在留管理庁のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

■技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議（出入国在留管理庁ホームページ）

https://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/03_00033.html

※本会議は、前号でもご案内の通り、令和4年11月22日に開催された外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議（第14回）において、2つの法律（*）の附則に基づき、技能実習制度及び特定技能制度の検討が求められていることから、外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議の下、両制度の施行状況を検証し、課題を洗い出した上、外国人を適正に受け入れる方策を検討し、同関係閣僚会議に対して意見を述べることを目的として開催が決定されたものです。開催スケジュール（案）では、秋頃に最終報告書の提出が予定されています。（*2つの法律：外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）及び出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号））

◎「令和4年度第1回介護分野における特定技能協議会運営委員会」の開催について

前号でご案内の通り、令和5年3月29日(水)に、令和4年度第1回介護分野における特定技能協議会運営委員会が開催されました。

当日は、会の前半において、出入国在留管理庁、厚生労働省及び、国際厚生事業団（令和4年度外国人介護人材相談支援事業実施団体）より、令和4年度の介護分野における特定技能制度の運用状況等に関する報告が行われ、その後、運営委員会の構成員となる業界団体が意見交換を行いました。

当日の報告資料については、厚生労働省のホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

■令和4年度第1回介護分野における特定技能協議会運営委員会（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_000117702_00012.html

事務局の活動

◎ 令和 5 年度外国人介護人材受入・定着支援等事業実施について

令和 5 年度外国人介護人材受入・定着支援等事業は、この度国際厚生事業団が実施することとなりました。従来実施してきた相談支援や巡回訪問等の業務に加え、今年度は新たに海外在住の外国人を対象とした情報発信やオンライン説明会開催等も実施いたします。外国人介護人材の受入れと定着が進むよう、引き続き当事業団職員一丸となり取り組んで参りますので、本年度も協議会構成員の皆様におかれましては、ご理解・ご協力のほど何卒宜しくお願いいたします。

◎ 外国人介護人材無料相談サポート窓口のご紹介

国際厚生事業団外国人介護人材支援部では、介護分野における特定技能外国人が安心して日本で就労できるよう、外国人介護人材および、受入事業所・登録支援機関のご担当者から、電話・Web フォーム・メール・SNS 等で相談を受け付けております。

ぜひ就労中の外国人の方へご周知いただき、ご活用ください。

◆ 電話・Web フォーム・メールでの相談窓口

・対応可能言語：

日本語、英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、クメール語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、モンゴル語

・対応時間：9:15～17:30（※土日祝日を除く）

・詳細はホームページをご確認ください。

https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=85



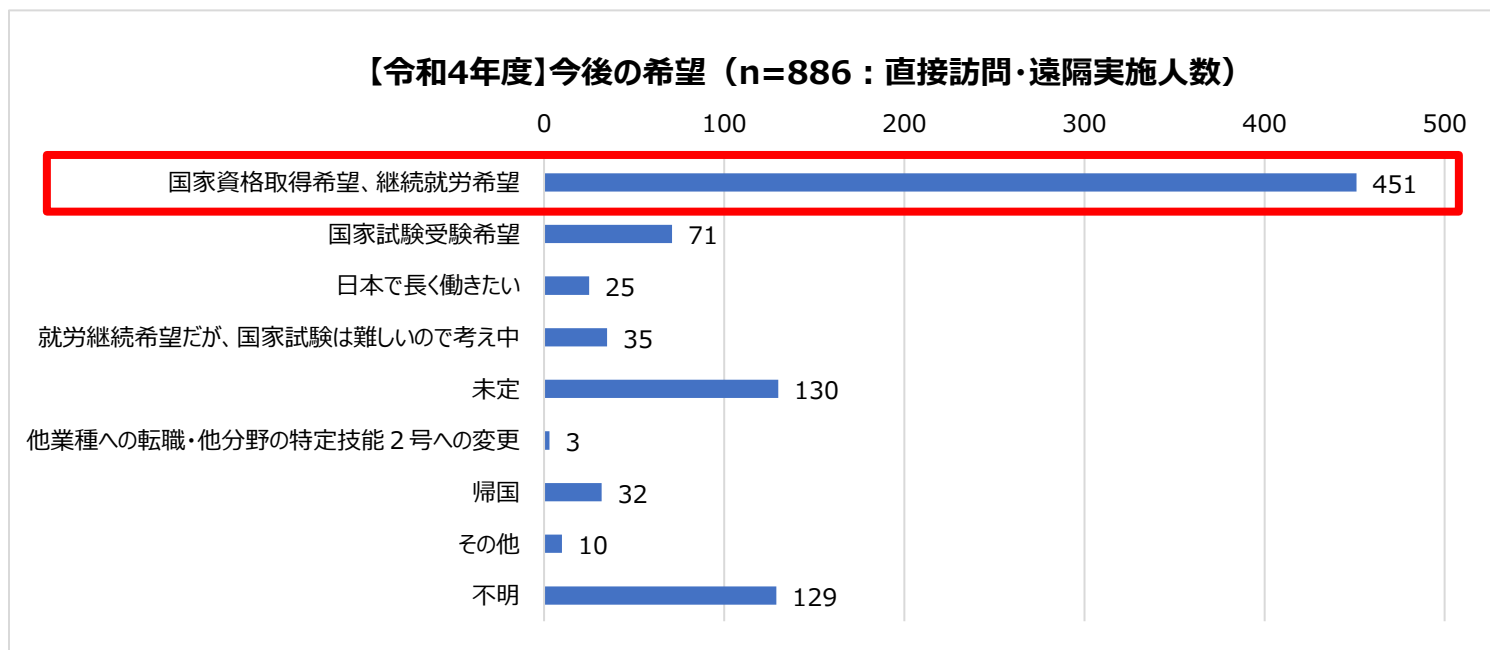
◎ 特定技能巡回訪問について（令和 4 年度のご報告及び令和 5 年度のご協力依頼）

令和 4 年度特定技能巡回訪問では、直接訪問・遠隔実施・質問票のみの実施を合わせ、866 機関・1,025 事業所・1,680 名の特定技能外国人に対して実施することができました。巡回訪問にご対応いただいた受入機関におかれましては、ご協力いただき誠にありがとうございました。受入事業所・特定技能外国人との面談を通して伺ったお話やご質問等を一部紹介いたします。

◆ 特定技能外国人の「今後の希望」について

直接訪問・遠隔にて巡回訪問を実施した特定技能外国人 886 名に今後の希望について巡回訪問時に質問したところ、「**国家資格を取得し、継続して就労したい**」が **451 名（50.9%）** と最も多い結果となり、**約半数の特定技能外国人が介護福祉士となり就労継続を希望している**ことがわかります。

一方、「就労継続希望だが、国家試験は難しいため受けるかどうか考え中」が 35 名（4.0%）おり、介護福祉士取得を希望するものの、現実的には無理なのではないかと考える特定技能外国人もいることが読み取れます。「働きながら勉強するのは難しいと思う」「サポートが受けられるなら受験したい」といった声も巡回訪問時に聞かれました。



◆ よくあるご質問・相談内容について

1) 受入事業所担当者からの質問・相談

| | |
|----|---|
| 生活 | ・特定技能外国人が妊娠中。日本での出産・子育ては可能か。 →特定技能制度・技能実習制度では家族帯同が認められていないため、配偶者の在留資格が特定技能、もしくは技能実習の場合、原則、日本で生まれた子供には在留資格は下りません。なお、妊娠・出産等を理由として特定技能外国人や技能実習生を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは、関係法令に基づき禁止されています。詳しくは最寄りの地方出入国在留管理局にご確認のうえ適切なご対応をお願いいたします。 |
| 学習 | ・日本語学習支援は義務か。どの程度、どうやってするのか。 →日本語の学習支援は義務的支援です。特定技能外国人の意向を確認し、学習教材や講座などの情報提供、講座利用の手続きの補助等をお願いいたします。 日本語学習のためのツール https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=15593 介護専門学習のためのツール https://jicwels.or.jp/fcw/?page_id=15601 |
| 業務 | ・他法人では夜勤開始の基準があるか。 →運用要領上の規定はございませんが、通常業務が出来ること、報連相が出来ることを条件とされている事業所が多い印象です。 ※なお、厚生労働省ホームページ上「特定技能 1 号の外国人材の介護報酬上の取扱いに関する基本的考え方」では、特定技能外国人の就労において、「一定期間、他の日本人職員とチームでケアに当たる等、受け入れ施設における順応をサポートし、ケアの安全性を確保するための体制をとること」とされています。 https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000499294.pdf |

| | |
|--------------------|--|
| 2) 特定技能外国人からの質問・相談 | |
| 制度 | ・特定技能 5 年間終了後、国家試験不合格でも働き続けられるか。 →特定技能としては働き続けられません。 |
| 学習 | ・国家試験の受験要件・受験可能回数・「実務経験」の計算方法を教えてほしい。 →3 年の実務経験、実務者研修受講が受験の条件です。受験可能回数は特定技能の就労開始月によって変動します。社会福祉・振興試験センターのホームページに計算方法があります。 社会福祉振興・試験センター https://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/k_08.html ・実務者研修はどうやって受けるのか。期間・費用は？ →自治体や会社のサポートがある場合もあるので、まずは施設の担当者に相談してみてください。期間は 6 ヶ月程度、費用は実施団体によって違います。 |

| | |
|---------------------------|---|
| 3) 国際厚生事業団からの助言・情報提供・対応依頼 | |
| 制度 | ・面談時の通訳手配・契約書類等の翻訳のお願い →相談は特定技能外国人が理解できる言語で対応する必要があります。契約書類等についても、特定技能外国人が理解できる言語での表記が必要となっておりますので、ご対応をお願いいたします。 |
| 業務 | ・登録支援機関だけでなく、受入事業所による職場での定期的な面談の実施 →定期的に職場で面談を実施することで、特定技能外国人が安心して働くことができます。悩みの早期把握にもつながりますので、実施をお勧めします。 |

◆令和 5 年度特定技能巡回訪問ご協力をお願い

令和 5 年度につきましても、1 号特定技能外国人の受入事業所に対して定期的な巡回訪問を実施いたします。対象となる特定技能外国人の方の受入機関に対しましては、協議会システム上でご登録いただいたメールアドレス宛に順次巡回訪問に関するお願いを送付いたしますので、引き続きご協力いただけますようお願い申し上げます。

* 厚生労働省告示：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000499281.pdf>
(解釈：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000529719.pdf>)

◎コラム：外国人職員の方への業務指導を行う中での日本語

特定技能外国人の受入機関のご協力のもと巡回訪問を実施する中で、日本語での業務指導や学習に関する課題を共有いただく事業所も多くあります。本コラムでは、過去に日本語教師として留学生や EPA 候補者等へ指導をした経験のある当事業団職員が、受入事業所での日本語学習支援のヒントをご紹介します。

今回のテーマ：「記録が読める・書けるようになるまで」

「記録が読めません……」「記録を書くのが難しいです……」外国人職員から記録の難しさについてご相談を受けることがあります。記録はなぜ難しいのでしょうか。

母語や現在の日本語レベルによって、様々な理由が考えられますが、どなたにも共通して難しさの原因になっているものの一つに「日本語の話し言葉と書き言葉の大きな違い」が挙げられます。

日本語母語話者だと普段はあまり気づかないのですが、どのくらい違いがあるか一つ例を見てみたいと思います。

例) 話す時「朝食の際に『お腹が痛い』とおっしゃいました。」
書く時「朝食の際、『お腹が痛い』とのこと。」

外国人の目線で見ると、「際に」の「に」はどうして消えたんだ？「とのこと」って何？という気持ちになります。

N4 や N3 レベルの日本語学習者は、「です・ます」形を「～だ」の形に直すことはできます。

例えば「食べました」→「食べた」と書くことはできます。しかし、「食べました」→「摂取」に直すことは難しいのです。

他にも日本人は無意識に使い分けていますが、「たくさん」→「多量」、「一部介助で」→「一部介助にて」など単語や表現自体が変化してしまうものや助詞が変わってしまうものなど、日本人が思っている以上に日本語の話し言葉と書き言葉には違いがあります。

では、どのようにしたらいいのでしょうか。外国人が理解しやすいと思われる方法を一つご紹介します。

- ① 申し送り内容を話し言葉のまま自分で書き出す
「血圧が 150/86 でいつもより高めだったので、看護師に入浴してもいいか確認しました」
- ② 普通体（「～だ」の形の文）に自分で直す
「血圧が 150/86 でいつもより高めだったので、看護師に入浴してもいいか確認した」
- ③ 日本人職員が記録の時に直した方がいい表現・語彙を説明して書く
「血圧 150/86 といつもより高めだったため、看護師に入浴の可否を確認」



このように「です・ます」の文からスタートして、記録の文の形に直していくと、どの表現や言葉を直せばいいか外国人は理解がしやすくなります。最初から日本人が言った言葉を書きとらせる形よりも、今自分が知っている表現や語彙と関連づけて理解した方が記憶にも残りやすいと思います。もしよろしければ、お試しいただければ幸いです。

参考文献 AOTS(2011)「2.会話をまとめる力を強化するための活動」『場面から学ぶ介護の日本語 教師用手引き』p. xii

その他のご案内

◎ 令和4年度厚生労働省補助事業による外国人介護人材関連調査研究等のご紹介

令和4年度、厚生労働省の補助事業では、外国人介護人材の長期的な就労及び活躍における現状や課題を把握し、支援等のあり方を検討するため、下記の調査等が行われました。

令和3年度までの調査研究における成果物については厚生労働省ホームページに掲載されており、今後、本ページにおいて令和4年度の報告書及び成果物等についても掲載予定です。特定技能外国人の受入機関におかれましても、ぜひご参照の上、ご活用ください。

<掲載予定箇所> 外国人介護人材の受入れについて（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

◆外国人介護人材の介護福祉士取得に向けた調査研究事業

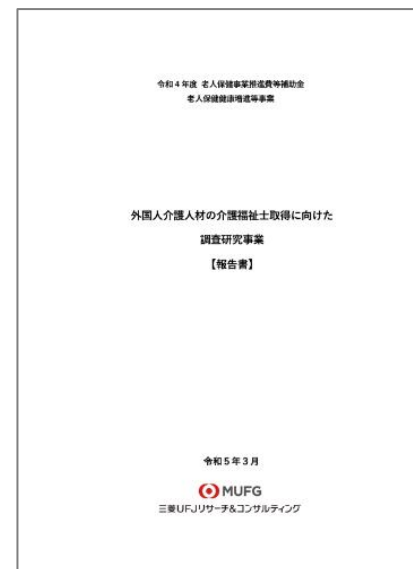
（令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、実施団体：三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社）

特定技能制度施行から3年経過し、技能実習生や特定技能外国人本人と介護事業者側の双方から、長期の就労継続を望む声があがっています。しかし、介護分野においては技能実習生や特定技能外国人が日本での長期就労を望む場合、介護福祉士国家資格を取得し在留資格「介護」の資格に移行する必要があり、さらに現状では、資格取得までの具体的な道筋や学習支援の手法などが明確ではなく、どのように支援をしてよいか分からないという介護事業者の声もあります。

本事業は、このような現状を踏まえ、**外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に関する現状と課題を把握・整理するとともに、長期就労継続を希望する外国人介護人材のための制度的な検討を含めた支援策やキャリア支援のあり方等について検討**することを目的に、関係団体等からの意見聴取および検討委員会での議論等を実施したものです。報告書では、調査結果として現状の課題と各関係団体による今後期待される支援のあり方等が記載されています。

※三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の以下のホームページ上に掲載されています。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2023/04/koukai_230420_11.pdf



◆外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業

（令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、実施団体：公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会）

現在、介護福祉士養成校を卒業した留学生の多くが介護事業所等で活躍している一方、日本人学生の介護福祉士国家試験合格率に対し、留学生の合格率が伸び悩んでいる現状があり、本事業ではこれを改善するため、令和2年度より「介護福祉士国家資格取得に向けた留学生指導についてのガイドライン」、別冊「留学生指導についての指導のポイント」（令和3年度）、別冊「留学生のための学習ハンドブック」（令和4年度）が作成されました。（「ガイドライン」については、令和2年度に作成された後、令和3年度以降の調査結果を反映する形で令和4年度に改訂版が出されています。）

今回令和4年度に作成された「留学生のための学習ハンドブック」では、前半部分で**介護福祉士国家資格取得に向けた学習を行うための前提知識や実際の合格者の体験談などが記載**されています。また、後半部分では**国家試験に向けた学習方法や試験対策のポイントについても、具体的にルビ付きの平易な日本語で記載**されています。

特定技能制度や技能実習制度で就労する外国人介護職員の方々が介護福祉士国家試験合格を目指す上でも、「ガイドライン」や「指導のポイント」と併せてご参考ください。

※公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の以下のホームページ上に掲載されています。

<https://kaiyokyo.net/book/index.html>



◆在留資格「介護」の実態把握及び活躍支援に向けた調査研究事業

（令和4年度厚生労働省社会福祉推進事業、実施団体：公益社団法人日本介護福祉士会）

在留資格「介護」で就労する外国人は、介護福祉士国家資格の有資格者として、介護現場における外国人介護職員の中核としての活躍が期待され、中には管理職や後輩の育成に携わる方もいます。本事業では、こうした状況に対し、より一層の活躍支援に向けた方策を検討することを目的に、在留資格「介護」で就労する外国人の就労実態把握のため、外国人介護職員及び施設・事業所にアンケートやヒアリングを実施し、報告書にまとめています。

また、ヒアリングを実施した10名の外国人介護職員の活躍状況や外国人介護職員・施設・事業所へのアンケートで得られた内容をもとに、『**専門性を活かして在留資格「介護」で働く外国人介護職員活躍事例集**』も作成されています。冊子内では、**役職について活躍している方の事例や家族帯同をしている方の事例なども掲載**されています。また、**外国人介護職員が「受入施設からこんなサポートがあると嬉しいと思うこと」や「業務で困っていること」等も掲載**されており、受入機関及び外国人介護職員の双方にとって参考にしていただける内容となっています。

※公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会の以下のホームページ上に掲載されています。

報告書：https://www.jaccw.or.jp/wp-content/uploads/2023/04/zairyuushikaku_kaigo_houkokusyo.pdf

事例集：https://www.jaccw.or.jp/wp-content/uploads/2023/04/zairyuushikaku_kaigo_zireisyuu.pdf



◆EPAに基づく外国人介護福祉士候補者が受入れ施設で習得する介護技術の統一的な評価方法を確立するための調査研究事業
(令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、実施団体：国際厚生事業団)

本事業は、EPA介護福祉士候補者の介護技術習得に向けた研修について、受入れ施設の指導体制、研修および評価方法、研修を実施するうえでの課題等の実態を把握するため、受入れ施設を対象としたアンケート調査およびヒアリング調査を実施し、それらの結果を報告書にまとめたものです。また、調査結果を踏まえた成果物として、EPA介護福祉士候補者が介護過程の基本的な内容を理解し、介護過程の展開を意識しながら日常業務を行うことに向けた足掛かりとして「EPA介護福祉士候補者が介護過程を理解するための手引き」も作成されています。

特に、報告書内では、ヒアリングを実施した受入れ施設において、**どのような体制で介護技術の習得に向けた研修の取り組みが行われているか等も記載**されており、EPA以外の制度で就労する外国人介護人材の受入機関においても、外国人介護人材の現場指導等で参考としていただける内容となっています。

また、手引きについては、**ルビ付きの平易な日本語で作成**されており、**基本的な内容を一つの事例を通じて介護過程を理解することができるような冊子**となっています（日本語版のほかに、英語版、ベトナム語版、インドネシア語版あり）。EPA介護福祉士候補者のみならず、**外国人介護人材が「介護過程」の概念を理解するうえでも役立つ内容**となっていますので、ぜひご活用ください。

※公益社団法人国際厚生事業団の以下のホームページ上に掲載されています。

https://jicwels.or.jp/?page_id=53414



— 介護分野における特定技能協議会 事務局窓口 —

公益社団法人国際厚生事業団 外国人介護人材支援部内

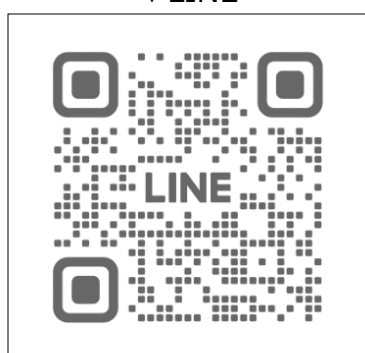
<https://jicwels.or.jp/fcw/>

◆無料相談サポート 0120-118-370◆

▼ホームページ



▼LINE



▼Facebook



▼YouTube

